

## 杉戸町上水道事業経営審議会の 委員を募集します

**問合せ** 上下水道課 経営総務担当 〒345-0036杉戸町杉戸1-1-1  
☎ (37) 1232 FAX (34) 4400  
✉ jogesuido@town.sugito.lg.jp

当町では、将来にわたって水道事業が安定的に事業を継続していく必要があることから、中・長期的な収支計画として令和元年度に「杉戸町水道事業経営戦略」を策定したところです。しかしながら、策定以来、水道事業を取り巻く環境が大きく変化したことから、この経営戦略の改定に取組みたいと考えています。

改定にあたり上水道事業経営審議会を開催し、経営戦略の骨子となります施設・設備投資および財源見通しの考え方等について、ご意見をいただきます。

つきましては、審議会の開催にあたり、上水道事業経営審議会委員を募集（公募）します。水道事業について、ご意見・ご提案をお持ちの意欲のある方のご応募をお待ちしています。

**公募委員の要件** 公募委員に応募することができる方は、次の①から③の全てに該当する方です。

- ①令和7年4月1日現在において年齢が満18歳以上であること。
  - ②町内に住所を有していること。
  - ③平日に開催する会議（5回程度）に出席が可能であること。
- ※ 杉戸町下水道事業審議会と重複して委員となることはできません。

**公募人員** 3名以内

**応募方法** 応募用紙（上下水道課、役場、各公民館、ココティすぎと、杉戸深輪産業団地地区センターおよびカルスタすぎとで配布）にご記入の上、上下水道課まで持参、郵送もしくはファクシミリで応募してください。また、電子メールでの応募も受け付けておりますので、上記のメールアドレス宛に応募してください。

**応募締切** 7月31日(木)

**その他** 任期は令和7年10月から令和8年2月（諮問から答申まで）を予定しています。採用は書類選考となります。

## 杉戸町下水道事業審議会の 委員を募集します

**問合せ** 上下水道課 経営総務担当 〒345-0036杉戸町杉戸1-1-1  
☎ (37) 1232 FAX (34) 4400  
✉ jogesuido@town.sugito.lg.jp

ライフラインとしての下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中・長期的な収支計画として令和2年度に「杉戸町下水道事業経営戦略」を策定いたしました。策定より3年から5年を目安に改定することとしていることから、令和7年度においてこの経営戦略の改定に取組みたいと考えています。

改定にあたり下水道事業審議会を開催し、経営戦略の骨子となります施設・設備投資および財源見通しの考え方、および社会資本総合整備計画（公共下水道整備事業）の事後評価につきまして、下水道の利用の有無に関わらずご意見をいただくものです。

今後の事業推進において重要な事項であることから、町の下水道事業についてご意見・ご提案をお持ちの意欲のある方のご応募をお待ちしています。

**公募委員の要件** 公募委員に応募することができる方は、次の①から③の全てに該当する方です。

- ①令和7年4月1日現在において年齢が満18歳以上であること。
  - ②町内に住所を有していること。
  - ③平日に開催する会議（5回程度）に出席が可能であること。
- ※ 杉戸町上水道事業経営審議会と重複して委員となることはできません。

**公募人員** 8名以内

**応募方法、応募締切、その他** 上記「杉戸町上水道事業経営審議会の委員を募集します」と同一

## 備えあれば安心 国民年金情報

**問合せ** 町民課 国民年金担当 内線253・453  
春日部年金事務所 国民年金課 ☎048 (737) 7112

国民年金は国内に住む20歳以上60歳未満の方が加入して社会全体で支えあう公的な制度です。国民年金には「老齢になったとき」「障がいを負ったとき」「死亡したとき」の3つの役割があります。

### 老齢基礎年金

原則65歳になったら受け取る年金

### 障害基礎年金

病気や事故などで障がいを負ってしまったときに受け取る年金

### 遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、家族やこどもが受け取る年金

### 国民年金保険料を納付するのが難しい…

国民年金保険料の納付が困難な場合には、未納のままにせず「免除」や「納付猶予」を申請ください。申請月の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。未納の状態でも万一障がいや死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。ご自分の状況に合わせた制度をぜひご活用ください。

### 免除制度

失業や災害など経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合、全額もしくは一部の保険料が免除されます。

### 納付猶予制度

50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料の納付が猶予されます。

### 学生納付特例制度

在学期間中の保険料を、社会人になってから納めることができる、学生用の納付猶予制度です。

所得基準額を超えていても、「現在失業している証明（雇用保険被保険者離職票など）」があれば承認される場合があります。  
納付猶予・免除期間中の保険料は、10年さかのぼって納付（追納）ができます。



受付開始  
7月1日(火)

## 令和7年度の免除等申請受付を7月1日(火)から開始します

**申請期間** 令和7年7月分～令和8年6月分（学生の方は令和7年4月分から令和8年3月分）

**申請場所** 町民課 国民年金担当、春日部年金事務所 国民年金課

**持ち物** ・本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）  
・年金手帳または基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード  
・失業中の方は「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」など  
・学生の方は有効期限内の「学生証」または「在学証明書」（原本）

※マイナポータルからスマートフォンで国民年金手続の電子申請ができます。また、手続きを郵送で行いたい方はご連絡ください。申請書をお送りしますので必要書類の写しを添付して返送してください。